



トラブルを未然に防ぐために——

にしわき消費生活通信

普段の生活の中でさまざまな買い物や契約をしています。その中に詐欺や悪質商法が潜んでいることがあります。どのような点に注意を払うべきなのでしょう。被害に遭ってしまう心理や注意すべき消費者トラブルを紹介します。

▶被害にあってしまう3つの心理原則

①契約を急ぐよう誘導される

「あと1個しかない」「今だけ」などと言われ、冷静な判断ができず契約してしまった。

②お世辞やおだてに乗せられ誘導される

業者が親切で丁寧だったので、商品や契約内容に納得いかなかったが悪いようにはならないだろうと思い、契約してしまった。

③有名タレントや専門家の肩書などで信頼させられ誘導される

親近感や信頼感を覚え「絶対に得をする」などと言われ契約してしまった。

No.210

気をつけて！身近な消費者トラブル

▷アドバイス 契約時は心を警戒モードに衝動的に契約しない。高額な契約は家族や周囲に相談する。

▶注意してほしいトラブル

- 在宅時の突然の訪問勧誘・電話勧誘
- 健康食品や化粧品などの定期購入
- 偽サイトなどのインターネット通販
- 水回り、鍵の解錠などのレスキューサービス
- インターネット、電気・ガスの契約切り替え
- パソコンに警告表示が出る「サポート詐欺」
- 偽メールや偽SMSなどの架空請求

困ったときは、すぐ相談

西脇市消費生活センター

☎22-3111 FAX22-3515

月～金曜日の午前10時～午後5時
(祝日・年末年始除く)